

平成二十六年一月二十七日付け広島県報（定期）第七号に登載の広島県告示第二十九号（介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定）の表の一部を次のように訂正する。

健康福祉局介護保険課長

一	居宅サービス事業を行う事業所の所在地の欄の	尾道市美ノ郷町三成三三九 一三	尾道市美ノ郷町三成三三九 番地三
一	居宅サービス事業を行う事業所の所在地の欄の	東広島市黒瀬町国近三三五 一九	東広島市黒瀬町国近三三五 番地九
ページ	行	誤	正